様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和元年度第２回みよし市介護保険運営審議会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営審議会		
開催日時	令和元年12月20日（金）午前10時00分から午前11時20分まで		
開催場所	みよし市役所　１階　101会議室		
出席者	【委員】 宮本会長、成瀬副会長、平岩委員、石川委員、増岡委員、長山委員、長谷川委員、制野委員、鈴木委員、鈴木委員、野村委員 【事務局】 太田福祉部長、岡田福祉部次長兼長寿介護課長、林長寿介護課主幹、加藤副主幹、木戸主任主査、中川主任主査		
次回開催予定日	令和２年６月		
問合せ先	福祉部長寿介護課　担当者名　木戸、中川 電　話　0561-32-8009（直通） メール　choju@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	別紙のとおり		

令和元年度第２回　みよし市介護保険運営審議会、みよし市地域包括支援センター運営協議会、みよし市地域密着型サービス運営審議会　会議録

日　　時	令和元年12月20日（金）　午前10時00分から午前11時20分まで
場　　所	市役所１階　101会議室
次　　第	１　あいさつ ２　協議事項 （1）みよし市介護保険運営審議会 第８期介護保険事業計画の策定について【資料1-1】【資料1-2】【資料1-3】 （2）みよし市地域包括支援センター運営協議会 令和２年度地域包括支援センター運営方針について【資料2-1】【資料2-2】 （3）みよし市地域密着型サービス運営審議会 地域密着型サービス事業の実施状況について【資料３】 ３　その他

１　あいさつ

長寿介護課長：　ただいまから第２回みよし市介護保険運営審議会、地域包括支援センター運営協議会並びに地域密着型サービス運営審議会を開催いたします。ご起立をお願いします。「礼」ご着席ください。

なお、本会議は一般公開とさせていただいておりますので、ご承知おきください。

また、今回の審議会から、委員の所属団体の申出により２人の委員が交代されました。

松崎俊司委員が､任期満了により民生児童委員を11月30日をもって退任されたため、その後任として12月１日から増岡庶委員に、天石惇郎委員が６月23日をもってみよし市社会福祉協議会会長を退任されたため､その後任として６月24日から鈴木淳委員に、それぞれ介護保険運営審議会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営審議会の委員を務めていただくことになりましたので、委嘱状を交付させていただきます。

本来であれば、市長から交付させていただくところではございますが、本日は市長代理として福祉部長から交付させていただきます。なお、鈴木委員については本日御欠席されております。

―　委嘱状交付　―

長寿介護課長：　これからよろしくお願いいたします。

では、宮本会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

宮本会長：　介護保険の改正に関しては、利用者の負担割合が１割から２割に上がるといった利用者からの収入で乗り切ろうとするという案も出ており、お金がない人が使いにくくなってきているという傾向を感じます。そのあたりについて各市町村で調整をし、使

いやすいものにしていくことが今後の課題となると思います。

また、営利の企業の参入が進んでいく傾向も見られます。公益性を介護保険サービスでどうやって担保するのかも非常に大きな課題になっています。

一方で、みよし市は愛知県下で２番目に若い市であることもあり、今後の課題について、他の市町村の事例を研究したうえで、より合理的な運営ができるという利点もあります。皆さんの知恵を借りて、良い計画を策定するための議論をしていけたら良いと思っております。今日はよろしくお願いします。

長寿介護課長：　ありがとうございました。はじめに本日の資料等の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただいた、会議次第、介護保険運営審議会用として資料１－１、１－２、１－３、地域包括支援センター運営協議会用として資料２－１、２－２と、地域密着型サービス運営審議会用の資料３となっております。

なお、本日、委員名簿、議題２の地域包括支援センター運営協議会における参考資料を追加して配布させていただいております。

それでは、議事進行につきましては、本日開催する３つの会議それぞれの要綱の規定により、会長が会議の議長となり進行を行うことになっておりますので、宮本会長、よろしくお願いいたします。

なお、本日の出席者は、11人で、全委員の半数以上の出席がございますので、会議は成立していることを、御報告申し上げます。

２　協議事項

(1)　みよし市介護保険運営審議会

第８期介護保険事業計画の策定について

宮本会長：　それでは、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

では、「介護保険運営審議会」の案件であります協議事項（1）「第８期介護保険事業計画の策定について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局：　第８期介護保険事業計画の策定について説明いたします。

令和２年度に、令和３年度から５年度までの計画である第８期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画を策定する予定であり、本年度はその基礎資料となる、高齢者等の必要なニーズを把握するためのアンケート調査を実施します。

お手元の資料１－１を御覧ください。「１　介護保険事業計画について」、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のため、３年間を１期とする介護保険事業計画を策定することとなっています。

「(2)市町村介護保険事業計画」については、介護保険法第117条において、日常生活圏域を設定し、各年度の介護給付等対象サービスごとの見込み量、各年度における必要定員総数、各年度の地域支援事業に要する見込み量を算出し、介護保険料を設定

するとともに、介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの提供基盤を計画的に整備するための目標を示すものと定められております。

続いて、「２　第８期介護保険事業計画の策定スケジュール」について、資料１－２を御覧ください。

こちらは令和元年７月時点において国が示したスケジュールになります。表の左側が市の役割となっております。本年度において、ニーズ調査を実施し、来年夏ごろ決定される予定の国の基本指針に基づき、ニーズ調査の分析をもとにサービス見込み量及び保険料の仮設定をします。その後、都道府県との調整、パブリックコメントを実施して令和３年２から３月ごろまでに計画を決定、令和３年度から計画を開始する予定となります。

続いて、資料１－１にお戻りください。２の「(2)介護保険運営審議会のスケジュール」です。こちらは、第７期計画策定の際のスケジュールを基に作成しております。来年度については計画策定年となりますので、６月以降、５回にわたり、こちらの審議会において審議を行っていただく予定としております。

続いて、資料右側の「３　計画策定のためのニーズ調査の実施方法」を御覧ください。

(1)は、本年度実施する予定であるニーズ調査の概要です。今回のニーズ調査は要介護認定者、高齢者一般・要支援認定者等、若年者一般、サービス提供事業者、ケアマネジャーを対象に実施します。

①要介護認定者については、前回は要介護認定者全員を対象としておりましたが、今回は国の「在宅介護実態調査」の指針に基づき、在宅の認定者のみを対象とします。令和元年11月30日現在における要介護認定者967人のうち、在宅で介護を受けている方722人を対象に実施します。なお、今回は国が推奨している、要介護認定調査と同時に実施する訪問方式と郵送方式とを併用して実施します。

②高齢者一般・要支援認定者等については、要支援認定者434人、介護予防・日常生活支援総合事業対象者100人、一般高齢者900人の計1,434人に対して実施します。

なお、欄外※印に記載しておりますとおり、①②の人数は令和元年11月30日現在の人数であり、要介護認定者、要支援認定者、総合事業対象者数については調査票の発送前である令和元年12月31日現在の件数にして発送する予定です。

また、①②の調査については、国が配布する分析ソフトへの入力と分析が推奨されているため、無記名ではありますが、各個人を番号で特定できる形式により実施します。

③若年者一般については、40歳から64歳までの無作為で抽出した若年者900人に対し実施します。こちらは無記名での郵送調査を実施します。

④サービス提供事業者については、市内58事業所、市外事業者のうち令和元年９月のサービス実績が月10件以上である37事業所の計95事業所を対象に実施します。

⑤ケアマネジャーは市内40人、市外で給付実績が月10件以上である32人の合計72人に対し実施します。④⑤の調査については、各事業所宛に電子メールで送信し実施します。

①から⑤までの合計件数3,223件を予定実施件数としてアンケートを実施します。

続きまして「(2) スケジュール」を御覧ください。令和２年１月31日までを回答期限として、令和２年１月上旬に対象者へ調査票を発送し、令和２年２月上旬から集計業務を開始します。令和２年３月から４月まで、集計結果及び分析結果の報告書の作成を実施し、第８期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画の策定にあたっての基礎資料とします。

アンケートの調査票の案については資料１－３の①から⑤までのとおりです。①が要介護認定者用、②が一般高齢者・要支援用、③が若年者用、④がサービス提供事業者用、⑤がケアマネジャー用の５種類に分けて作成をしています。

①の要介護認定者用については、国の「在宅介護実態調査」に、②の一般高齢者・要支援用については、国の「日常生活圏域ニーズ調査」の設問に加えて、第７期までのアンケートの内容、今回ニーズ把握が必要と考える新規項目により構成されています。

③の若年者用については、前回第７期アンケートの設問を基に作成しております。

④のサービス提供事業者用と⑤のケアマネジャー用については、第７期までのアンケート内容を基に、国の「介護人材実態調査」「在宅生活改善調査」「居所変更実態調査」の中から必要と思われる設問を抜粋し加えて設問を作成しております。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

宮本会長：　ただいまの事務局の説明に対して、何か御意見や御質問はございませんか。

長山委員：　資料１－３①の要介護認定者用の１ページ「Ａ１－１お住まいは次のどれにあたりますか。」という設問について、選択肢「４民間賃貸住宅」と「６借家」の定義の違いはなんでしょうか。

宮本会長：　事務局から何か回答はありませんか。一般的な調査においては「借家」は良く用いられている分類であり、私も調査をするときはこの表現を使用しています。「借家」は「間借り」と書いたりする場合もありますが、「借家」という表現は国レベルの調査でも使われています。

長山委員：　一般の方には分かりにくい表現であると思います。

事 務 局：　確かに、分かりにくい表現であると思います。注釈を補足させていただきます。

「持家」に対応することばとして「借家」ということばがあります。一戸建てを借りている状況を「借家」と表現しています。わかりやすい表記に変更させていただきます。

成瀬副会長：　同じく「４　民間賃貸住宅（一戸建)」と区別がつきません。

宮本会長：　確かに住んでいる地域の住宅の形態や状態に応じて変えなければいけない表現ですね。では、事務局で工夫してわかりやすい表現に修正してください。

事 務 局：　わかるように表記を変更させていただきます。

成瀬副会長：　資料１－３①の要介護認定者用アンケートの10ページＣ問４の選択肢もわかりづら

いと思います。この用語を見て理解ができる要介護者はいないと思います。「このサービスはどういう時にどのように使うことができます」という説明がなく、これを選ぶことは難しいので、恐らく回答しないと思います。これまでのアンケートで、この設問の回答は本当に回答者が理解をもって記入されてきたのでしょうか。

事 務 局：　これまで、回答していただいています。

成瀬副会長：　本当に理解をもって回答されているのですか。たぶん知らない人が多いと思います。「夜間対応型」や「小規模多機能」という用語があってもわかりにくいため、もっと説明が必要ではないでしょうか。ケアマネジャーが要介護者に付き添い、説明しながら回答するのであれば必要はないと思いますが、要介護者ご本人が説明なしで答えるのは難しいと思います。

宮本会長：　これは郵送で行う調査ですか。

事 務 局：　郵送と訪問の併用で行います。

宮本会長：　訪問で実施する場合には、調査員がこれを解説しながら選択してもらいましょう。調査員は正しく説明できなければいけませんね。

成瀬副会長：　統一した解説を付け加えてください。回答者が分かるようにすることが必要です。

宮本会長：　この項目のうち、みよし市が未実施のサービスはありますか。

事 務 局：　あります。

宮本会長：　ただ、この設問も定番の選択肢ではありますね。

事 務 局：　では、問に注釈を追加する形で良いでしょうか。

成瀬副会長：　回答者にイメージをさせないと、理解が難しいと思います。わかりにくい部分について、別紙で案内を添付するのはどうでしょうか。

宮本会長：　パンフレットを添付するのはどうでしょうか。イラストで解説されているようなものが、以前、国で発行されているものがありますので調べてみたらどうですか。

事 務 局：　それでは事務局で調査をし、適切な資料を必要に応じて添付させていただきます。

宮本会長：　調査を通して、回答者に対して介護保険サービスの説明をすることで、周知ができる効果があります。対象者が制度を知るということが大事です。

平岩委員：　３点質問があります。

１点目。表紙の「みよし市長　小野田　賢　治」の名前の表記が１字分離れているのは、書式がきまっているためですか。

２点目。資料１－３①の要介護認定者用アンケートの５ページの問１１の選択肢に「４　腎疾患（透析）」という表記がありますが、透析の方だけを指すのか、他の腎疾患も含むのかが疑問です。また、「５　呼吸器の病気（肺気腫・肺炎等）」の選択肢に「・(中点)」が使われていますが、病名を並べるときは「、(句点)」を使うべきだと思います。「・(中点)」にした理由は何ですか。

３点目。資料１－３③若年者用アンケートの14ページの「４生活環境について」の「問１　体の具合が悪くなったり、寝たきりになったり場合、災害の時には」という表記があります。設問で「災害の時には」と記述しているのに、選択肢の中には災害時の援助、たとえば、災害時で最も必要な、声掛けとか避難誘導等の選択肢がありま

せん。「災害時」という意味合いはなく回答を求めているのでしょうか。

宮本会長：　事務局、答えられる質問から１つずつ答えてください。

事 務 局：　まず１点目。表紙の「みよし市長　小野田　賢　治」の表記につきましては、市の書式で決まっているものです。

２点目、「４　腎疾患（透析）」という選択肢については、透析を含む腎疾患のある方全てが対象であると分かるようにするため、「(透析)」だけではなく「(透析等)」と表記を改めます。また、「「５　呼吸器の病気（肺気腫・肺炎等)」の「・(中点)」は「、(句点)」に訂正させていただきます。

最後のご質問については、第７期ニーズ調査で実施した設問をそのままとしていたという経緯があり、中身の精査が足りませんでした。また、「災害の時には」という設問に対して、日常生活の援助の内容のみの選択肢は、前後のつながりから見て不適切ですので、設問の「災害の時には」という表記を削らせていただきたいと思います。

宮本会長：　「災害の時には」という表現は、地域防災につながる部分ではないでしょうか。

平岩委員：　私もそのようにイメージしてしまいます。災害の時、体の具合が悪い高齢者に介助者がいない場合、地域に住んでいる方からの声掛けなどが必要であるので、この質問がされているのかと思いました。防災の面で聞くのであれば、選択肢を変えるべきだと思いますし、選択肢を変えないのであれば「災害の時には」という設問が不適切だと思います。その点は、防災との兼ね合いもあると思いますので事務局に再度ご検討いただきたいです。

宮本会長：　問題は災害時に浮上すると言われます。日常の生活で問題がある状況であれば、災害時にはもっと問題がでてきます。「災害の時」の前段階である「日常生活」においての問題を把握したいということがわかるような表現にした方が良いと思います。

事 務 局：　以前からこのニーズ調査では各期ごとに同じ項目で設定してきています。ニーズ調査は、現在のような「包括ケア」という概念が薄い時期から始まっています。

当時は、「地域住民の助け合いが大切」であるということを回答者に意識付けるために「災害の時」という設問を作成したのだと考えます。その後、徐々に国全体で「地域みんなで支えあう」という動きに変ってきており、現在は、災害時ということばをあえて使う時代ではなくなっていると思いますので、修正をさせていただきます。

成瀬副会長：　今の、事務局の説明の趣旨は理解しましたが、東北の震災以降、今年の台風19号等も含め、災害時にどうしていくかは大きな課題です。災害関係の若年者の意向を尋ねる設問として、国や他の機関のアンケートのひな形はありませんか。タイムリーな話題であることから、設問があってもいいと思います。

事 務 局：　福祉全般で言いますと、福祉課で避難行動要支援者という制度があります。そういった部分でも活躍してもらえるかという意味を含めた設問に修正させていただきます。

宮本会長：　その話題は今、学会レベルでも問題になっています。アンケートで「助ける」と回答をしても実際には異なる行動をする場合もあります。そういった状況について、

時間軸を含めて把握する調査もあると思います。

「助ける」という回答が多いからといって、実際はあてになるのかならないのかがわかりません。地域性に合わせて、検討していく必要がある問題であると思います。「災害時」を残すのであれば、設問を分割するか、選択肢の修正を行う必要があるのではないかと思います。

制野委員：　資料１－３①の要介護認定者用アンケートの６ページの問17「あなたは、人生の最期をどこで迎えたいですか」の「４　本人の意思を確認することができない」という選択肢について、８ページの介護者への問７と同じ項目となっています。介護者の立場で回答するのであれば、この選択肢が必要ですが、ご本人が回答するのであれば、この選択肢は不要ではないでしょうか。

事 務 局：　ご指摘の通りですので、問17の選択肢４は削除させていただきます。

宮本会長：　その他にご意見はありますか。

成瀬副会長：　今の問17の質問はＡＣＰについて聞いているのだと思うのですが、同じ質問を一般高齢者、要支援者にはしなくていいですか。

事 務 局：　資料１－３②一般高齢者・要支援者用については、９ページ問９に同じ質問があります。

成瀬副会長：　では、こちらも同様に削除するということですね。

事 務 局：　はい。削除させていただきます。

宮本会長：　それぞれ調査結果を分析しやすいように項目を設定していきたいと思います。その他に、お気づきの点はありますでしょうか。それでは他にご意見、ご質問がなければ、次に進ませていただきます。

(2)　地域包括支援センター運営協議会
令和２年度地域包括支援センター運営方針について

宮本会長：　続きまして、２つめの会議、「地域包括支援センター運営協議会」の案件であります協議事項（2)「令和２年度地域包括支援センター運営方針について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局：　地域包括支援センター運営方針についてご説明させていただきます。

みよし市地域包括支援センター運営方針は、みよし市における地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の効果的かつ円滑な実施に資することを目的として策定しているものです。

本市では平成 29 年度から策定しており、業務を進める中で必要と思われる事項について、毎年見直しを行っております。

今回も、令和２年度の運営方針につきまして、追加及び修正することが望ましいと考えられる項目についてご提示させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

資料２－１が令和２年度の運営方針案で、資料２－２が具体的な改正箇所についての新旧対照表になりますので、両方見比べながら御覧ください。

まず始めに、資料２－１の運営方針（案）１ページと資料２－２の新旧対照表の１ページ目を御覧ください。

「Ⅱ地域包括支援センターの意義・目的」については、一行目の「センターは」の次がこれまで「高齢者の」となっていたものを「地域住民の」に修正させていただきました。また、根拠法令としてカッコ書きで、これまで介護保険法のほかに規則も載せさせていただいていましたが、介護保険法のみ載せさせていただくように修正しました。

続いて、「Ⅴ業務推進の指針」「（２）名称・設置場所・担当地域」資料２－１では２ページになります。こちらについては、これまで「地区」としていたところを「地域」に統一させていただきました。これは、本年度策定された「第２次みよし市総合計画」において、これまでの「地区」という表現を「地域」という表現に改められたことに合わせるものです。

これと同様に、「Ⅶ包括的支援事業」「５在宅医療介護連携推進事業」の（３）資料２－１では７ページと「６生活支援体制整備事業」（１）資料２－１では７ページ、新旧対照表の次ページの「７認知症総合支援事業」（１）資料２－１では８ページについても、これまで「地区」としていたところを「地域」という表現に変更しました。

次に新旧対照表の１ページ戻ってⅦの「６生活支援体制整備事業」（３）資料２－１では８ページについては、文の最後に「また、第２層協議体の開催支援においても協力して行います」という一文を追加しました。

これは、既に本年度より、生活支援体制整備事業の中で、各地域に配置している第２層生活支援コーディネーターが行っている業務になります。各地域で「第２層協議体」という住民主体の話し合いの場が本年度立ち上げられたことから、次年度以降もこの協議体を支援していくということで、運営方針にも入れさせていただきました。

次に、次ページの「７認知症総合支援事業」（１）資料２－１では８ページを御覧ください。こちらは、これまで認知症施策が「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づいて進めていたものが、本年度、国において「認知症施策推進大綱」が策定され、そちらに基づいて進めていくことになりましたので、その部分を変更させていただきました。また、認知症予防・普及啓発の強化型センターの理由として、「認知症対応型通所介護等」の実績というところを「認知症サポーター養成の取組の事務局」としての実績に改めさせていただきました。

続きまして、Ⅷ「８その他」の１「任意事業」（１）資料２－１では９ページ、地域支え合い体制づくり事業との連携については、上から３行目の行方不明高齢者捜索模擬訓練について、これまで年１回、市内で１か所の行政区を対象として、市と

実施地区を担当するセンターが中心となって実施していたものを、来年度より、各地域ごとに年１回、センターを中心に訓練を実施する旨の記述に変更しました。

行方不明高齢者捜索模擬訓練については、本日参考資料としてお配りした、前回の運営協議会資料のみよし市地域包括支援センター事業の報告の６ページにも実績を載せさせていいただいていますが、毎年、１行政区を対象として実施しており、平成 29 年度と 30 年度は２年連続で平池行政区で実施し、本年度は莇生行政区で実施し、各地域包括支援センターの方にも参加していただいています。

また、地域包括支援センターが年間に対応した行方不明者の実人数は一番上の表になりますが、平成 29 年度は９件、平成 30 年度は８件でした。今後、認知症高齢者が増加することが予想される中、認知症による行方不明対策としては、行方不明となった高齢者の捜索や発見、未然に防止するための見守りができる地域づくりを進めていく必要があります。また、国においても、認知症施策推進大綱において、「共生」ということばを用いて、認知症の人が周囲や地域の理解と協力のもと、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続ける社会を目指すとしておりますので、そういった社会の実現に向けて、地域に根差した取り組みとして、こういった訓練についても各地域で行っていきたいと考えています。

最後に、「Ⅷ　その他」の「２市との連携」に（３）資料２－１では 10 ページ、災害時対応として、「センターは、災害が発生した際は、市や関係機関と連携をとり、要配慮高齢者の安否確認等を行うとともに、災害発生後１週間を目途にセンターの運営を再開します」の一文を加えました。

みよし市の災害時における「業務継続計画」では、地域包括支援センターの業務を１週間以内に開始することを目標としており、また、「職員初動マニュアル」では、要配慮者について、市が地域包括支援センターを始めとする関係機関と連携をとり、安否確認や支援を行うこととされています。災害時には、市と地域包括支援センターが連携をとりながら、要配慮者の安否確認等にあたり、速やかに地域包括支援センター業務が再開できるような体制を整える必要がありますので、今回、運営方針に追加をさせていただきました。

以上が地域包括支援センターの運営方針の変更点のご説明になります。

宮本会長：　いまの説明について何か質問、ご意見はありますでしょうか。

平岩委員：　今回の変更点ではありませんが、資料２－１の４ページの「Ⅶ　包括的支援事業」「１介護予防ケアマネジメント業務」の「(1) 自立支援型のケアマネジメント」の部分について、日本語が誤っていると思います。「高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活するためには、高齢者本人が自立して生活できる身体状態の維持改善、生活環境の整備、支援体制の調整が必要…」とありますが、なぜ主語が２つもあるのですか。読みにくいので、「高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活するためには、自立して生活できる高齢者本人が身体状況の維持改善…」と変えた方が良いのではないでしょうか。

事 務 局：　ありがとうございます。そのような形で文言の修正を検討させていただきます。

成瀬副会長：　同じ項目についての質問です。「自立支援型ケアマネジメント」というのは、どういうことを指しているのでしょうか。例えば、ケアマネジャーの場合は対象者のケアをどのようにすべきかをマネジメントする業務であると思いますが、「自立支援型のケアマネジメント」というのは具体的に何をするのですか。

宮本会長：　地域包括支援センターに行くとケアマネジャーがいますが、実際に個別に担当するケアマネジャーは他の方です。実際に「自立支援型」と言ってしまうと、ケアマネジャーは派遣されないのではないでしょうか。ケアマネジメントを行うのは誰かということは問題です。

成瀬副会長：　法律で定められているのですか。

事 務 局：　はい。介護保険法第２条第４項に規定されており、簡単に説明すると、自立支援型のケアマネジメントというのは、要支援のケアマネジメントに限ったものではなく、要介護・要支援共通して可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない、という文言があります。それを自立支援型のケアマネジメントと呼んでおります。

宮本会長：　自立支援型のケアマネジメントということばが法文化されているのですか。

事 務 局：　法律上ではそのような文言で呼んではおりません。

宮本会長：　実際には地域包括支援センターでそれをフォローする体制というのは具体的にはないのではないかと自分が体験してわかりました。要支援者等であれば担当のケアマネジャーが決定するが、自立になったらケアマネジャーは派遣されません。ということは、自立ではケアマネジメントは行われません。自立と判定された人へのフォローアップの体制を組むということは必要です。

成瀬副会長：　ケアマネジャーの代行のような業務は、私も経験することはあるのですが、これはそういったものではないのでしょう。実際介護認定が下りない場合は、地域包括支援センターの職員が担当する以外に方法はないというのが現実で、そうするとケアマネジャーに準ずることを実際にはお願いしていて、現実はその方がはるかに多いのではないのですか。ケアマネジャーが必要なくらいの人が多すぎてそちらに手が回らないのではないでしょうか。

宮本会長：　自立支援の人に対するケアマネジメントではなく、要支援・要介護の人が自立支援に向けて努力をするときの目標として、自立支援型というのがあって、そのためにケアマネジメントが行われるという、かなり複雑な解釈をしないといけないんですよね。おそらく介護保険法の解釈としてはそれでいいと思います。できるなら素晴らしいですよね。

成瀬副会長：　これをやるともう一人くらい人が要るという話になってしまうのが現実だと思います。

宮本会長：　それでは、保健師さんなど別の部局の人が応援に回るみたいなことになってしまうかもしれません。

石川委員：　そうすると、資料２－１の別表１の職員体制が見直されないと、これはできないのではないかと思います。0.5人とありますが、理想から見るととても少ない人員であると思います。

宮本会長：　これは文言の意図する事柄と、実際の数字の整合性を吟味する作業を部局にお願いするということでよろしいでしょうか。

事 務 局：　こちらはもう少し検討し、対応させていただきたいと思います。

宮本会長：　特に要支援の人たちは、予防の関係で地域包括支援センターが非常に重要な役割を果たしており、行政のかかわる部局も多いため、大変な仕事になるとは思いますが、その上で他に気になる点があればご意見をいただきたいと思います。

成瀬副会長：　次の５ページの「３権利擁護業務」（１）成年後見人制度の活用促進について、これは市としても成年後見制度を促進するということでよろしいでしょうか。

事 務 局：　来年度を目標に、(仮）成年後見支援センターという組織を作ることを考えています。

成瀬副会長：　（仮）成年後見支援センターと地域包括支援センターの仕事の分担などは進んでいますか。

事 務 局：　専門の弁護士等を含めた検討会議を開き、連携方法等の検討を進めているところです。

成瀬副会長：　（仮）成年後見支援センターの設置は令和３年度に向けての話ですか。

事 務 局：　令和２年度中を予定しています。

宮本会長：　恐らく成年後見の中に、手術をするときに保証人になる人がおらず、放置されるという事例が特別養護老人ホーム等で起きます。今は施設長が代わりに行っているケースが多いですが、それを民間のＮＰＯとか、いろいろな団体が立ち上げて、「私たちが後見人になる」という動きがあります。例えば認知症の方が財産をたくさん持っていて、その財産をどう処分するかというときの専門の弁護士がやる動きが名古屋市では随分広がっています。

事 務 局：　今回の令和２年度の地域包括支援センターの運営方針で、成年後見制度はこういう表現をさせていただいています。市の方でセンターができたときに地域包括支援センターの皆さんにも周知をさせていただきながら連携を図っていく予定です。

宮本会長：　権利擁護業務は複雑です。社会福祉協議会もお金の貸し借りとか通帳の管理とか、そういう事柄に限定したものと、財産の保全というか、そういうことまでやる成年後見というのと、区別しないといけないのだけれど、これを一元化する視点はないかといつも考えています。

事 務 局：　地域包括支援センターのみですべての権利擁護業務が完結できるとは考えていません。あくまでも地域包括支援センターでは、相談業務や高齢者訪問などをする中で、この話が出た場合にセンターへつなげる役割を果たしてほしいと考えています。

宮本会長：　地域包括支援センターの運営と方針については以上でよろしいでしょうか。 それ

では他にご意見、ご質問がなければ、次に進ませていただきます。

(3)　地域密着型サービス運営審議会
地域密着型サービスの実施状況について

宮本会長：　続きまして、３つめの会議、「地域密着型サービス運営審議会」の案件であります協議事項（3）「地域密着型サービスの実施状況について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局：　協議事項３　地域密着型サービス事業の実施状況について説明させていただきます。お手元の資料３を御覧ください。

地域密着型サービス事業の現在の実施状況です。

地域密着型サービスは平成18年度から開始し、当初、公募を実施し、１番のみよしの里グループホーム、２番の認知症対応型通所介護えんどう、欄外に掲載しておりますが、平成30年10月１日に廃止されたみよしの里の認知症対応型通所介護の３か所の事業所を指定しました。

認知症対応型通所介護えんどうについては、平成28年11月から休止しておりましたが、平成31年２月１日から再開しております。

その後、平成25年度の公募実施により３番の「あかりの家」と４番の「グループホームあかり」を指定、さらに平成28年４月１日には、５番から７番までの地域密着型通所介護が愛知県から権限移譲されました。

その後、８番について、昨年の地域密着型サービス運営審議会でご承認いただき平成31年１月に新たに指定したため、現在合計８か所となっております。

なお、６番の機能訓練リハビリデイ空いろの有効期限は令和２年８月31日までとなっており、来年度での更新が予定されております。

以上、地域密着型サービス事業の実施状況の報告とさせていただきます。

宮本会長：　ただいまの事務局の報告に対して、何か御意見、御質問はございませんか。

愛知県から権限移譲されたサービスもあり定員が増えた状況ですが、サービスの過不足についてはどのような状況ですか。

事 務 局：　５番の笑みリハビリデイサービスは毎日ほぼ12人埋まっており、６番の機能訓練リハビリデイ空いろは毎日７人から10人程度、７番のデイサロンえんがわは毎日12人ほどの稼働状況であり、ほぼ満たされていると確認しています。

宮本会長：　ちょうど良いくらいなのでしょうか。

事 務 局：　はい。そうだと思われます。

宮本会長：　以前は小規模多機能型居宅介護が他のサービスに反して利用率が低かったですが、現在はどのような状況ですか。

事 務 局：　３番のあかりの家で小規模多機能型居宅介護を実施しており、現在は25人登録のあ

る状況です。そのため、以前は25人だった定員を29人に変更しています。

宮本会長：　他に質問はございませんか。御意見、御質問がなければ、以上で本日の協議事項につきまして、すべて終了といたします。

事 務 局：　長時間議論いただき、ありがとうございます。
確認ですが、協議事項１において、アンケートについての様々なご意見をいただきました。こちらは事務局で再度内容を精査したうえでアンケートを実施するということでご承認をいただいたということでよろしいでしょうか。
また、協議事項２地域包括支援センター運営方針についても、いただきましたご意見を反映し、修正することでご承認をいただいたという解釈をさせていただいてよろしいでしょうか。

宮本会長：　委員の皆様、ご承認をいただいたということでよろしいでしょうか。

委員全員：　異議なし

宮本会長：　では了承したということで、よろしくお願いいたします。

３　その他

宮本会長：　次第３「その他」について、事務局より報告をお願いします。

長寿介護課長：　連絡事項ですが、次回の審議会につきましては来年度６月に開催する予定です。日程等については改めて調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

宮本会長:　皆様の御協力により実りのある協議ができたと思います。ありがとうございました。

長寿介護課長：　最後に、礼の交換をしたいと存じますので、御起立をお願いします。
「礼」　ありがとうございました。